

## 福祉・介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについて

平成 29 年 12 月 8 日に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」において、「障害福祉人材についても、介護人材と同様の処遇改善を行う。」と書かれたことをふまえ、令和元年 10 月の消費税率引上げに伴う障害福祉サービス等報酬改定において、「特定加算」が創設されました。

加算取得においては以下の算定要件を満たすことが必要となります。それに伴い、下記の算定要件を満たしていることを当学園ホームページにて公表いたします。

- A 現行の福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを取得していること
- B 福祉・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- C 福祉・介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

A 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)取得

B 当法人が実施している職場改善要件等の取組は添付資料をご覧ください。

C 滝乃川学園ではホームページおよび情報公表システムを通じて、職場環境等要件に対する取組を公表しております。

職場環境等要件につきましては、添付資料をご覧ください。

令和 5 年 4 月 1 日  
社会福祉法人 滝乃川学園